

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本役務の契約締結は、当該業務に係る令和3年度予算の執行が可能となっていることを条件とします。

令和3年1月27日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 東京支社長 蓼沼 慶正

1 役務概要

- (1) 役務件名 令和3年度積算要領等整備他 (電子入札対象案件)
- (2) 役務内容 本役務は、鉄道・運輸機構が制定する土木関係積算要領令和3年版を作成するための基礎資料の作成 (改正案、新旧対照表)、建設費デフレータ表の作成、労務賃金実態調査、明り工事実態調査、トンネル工事実態調査、軌道敷設工事実態調査を行うものである。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から11箇月間
- (4) 本役務は、資料の提出及び見積等を電子入札システムにより実施する対象役務である。
なお、電子入札システムにより難しい者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。
- (5) 本役務は、参加表明書と技術提案書の提出を同時に求め、参加資格を満たす全ての者を選定したうえで、技術提案書を特定する同時提出型プロポーザル方式の試行対象案件である。

2 参加資格、選定基準

- (1) 技術提案書の特定候補者に要求される資格
 - ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程 (平成15年10月機構規程第78号) 第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。
 - イ 「平成31・32年度役務競争参加資格確認者」のうち独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (以下「当機構」という。) 東京支社において、「土木設計調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること (会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)
 - ウ 当機構理事長又は当機構東京支社長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支

援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

オ 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(2) 技術提案書の特定候補者を選定するための基準

ア 役務の実績

イ 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況

ウ 当該役務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

ア 配置予定の技術者の経験及び能力

配置予定の技術者の資格、役務の経験、手持ち業務の状況、担当した役務の作業成績

イ 役務実施方針及び手法

説明書の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性

ウ 評価テーマに関する技術提案

エ ワーク・ライフ・バランス関連認定の取得状況

3 手続等

(1) 担当支社等

〒105-0011 東京都港区芝公園 2 丁目 4 番 1 号（芝パークビル 5 階）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

東京支社 総務部 契約課 契約係

電話 03-5403-8732

FAX 03-5403-8770

電子メールアドレス keiyaku.tky@jr-tt.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間 令和 3 年 1 月 27 日（水）から令和 3 年 3 月 1 日（月）まで。

イ 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。

アドレス <https://www.jr-tt.go.jp/>

なお、参加表明書様式、技術提案書及び別冊資料をダウンロードするためにはパスワードが必要であり、パスワードは電子入札における本案件の調達案件概要欄に掲載する。ただし、やむを得ない事情により上記交付方法により難しい者は、(1)に連絡し、別途交付方法について指示を受けること。

(3) 参加表明書及び技術提案書の提出方法、期間及び場所

参加表明書及び技術提案書は、同一ファイルにまとめたうえで電子入札システムにより提出すること。ただし、参加表明書及び技術提案書の容量が 10MB を超える場合又は 1 (4)により契約担当役の承諾を得て紙入札に移行した場合は、提出場所へ持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）すること。なお、

参加表明書及び技術提案書は、それぞれについて表紙を 1 頁とした通し番号を付すこと。

ア 提出期間

令和 3 年 1 月 28 日（木）から令和 3 年 3 月 1 日（月）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日という。以下同じ。）を除く毎日、10 時から 16 時まで。

イ 提出場所

(1)に同じ。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該役務に直接関連する他の設計業務の請負契約を当該役務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

3 (1)に同じ。

(6) 2 (1)イに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も 3 (3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の特定候補者として選定された場合であっても、技術提案書に代わる書類の提出の時ににおいて当該資格の認定を受けていなければならない。

(7) 詳細は、説明書による。

5 契約に係る情報提供の協力依頼

次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、詳細については、説明書を参照して下さい。

(1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

(2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること。